改正後

別表第一　適用区分表（第一条関係）

勤務箇所	職員	調整数
一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会の業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一
一の二～三　（略）	（略）	（略）
四　地方更生保護委員会事務局	(1)　保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。）	二
	(2)　保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、指導監査官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）	一
五　保護観察所	(1)　保護観察官（所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官を除く。）	二
	(2)　（略）	
	(3)　保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官、社会復帰対策官及び統括保護観察官に限る。）	一
	(4)　（略）	
五の二～十一　（略）	（略）	（略）
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(4)　（略）	（略）
	(5)　生活支援員、職業指導員、心理判定員及び就労支援員（(8)に掲げる者を除く。）	二
	(6)・(7)　（略）	
	(8)～(10)　（略）	（略）

改正前

別表第一　適用区分表（第一条関係）

勤務箇所	職員	調整数
一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一
一の二～三　（略）	（略）	（略）
四　地方更生保護委員会事務局	(1)　保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、首席審査官、統括審査官、分室長及び総務課に勤務する者を除く。）	二
	(2)　保護観察官（更生保護管理官、調整指導官、首席審査官、統括審査官及び分室長に限る。）	一
五　保護観察所	(1)　保護観察官（所長、次長、支部長、課長、民間活動支援専門官、首席保護観察官及び統括保護観察官を除く。）	二
	(2)　（略）	
	(3)　保護観察官（支部長、課長、首席保護観察官及び統括保護観察官に限る。）	一
	(4)　（略）	
五の二～十一　（略）	（略）	（略）
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(4)　（略）	（略）
	(5)　生活支援員、心理判定員及び就労支援員（(8)に掲げる者を除く。）	二
	(6)・(7)　（略）	
	(8)～(10)　（略）	（略）